

第2 各サービスの基準

1 訪問介護

【人員基準】

| 職種 | 項目 | 基準内容 |
|--------------------------|-------|--|
| 管理者 (居宅サービス 基準第6条) | 勤務形態 | 常勤かつ原則として専従。 |
| | 兼務の可否 | 管理業務に支障がない場合、当該指定訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地・隣接地内にある他の事業所の職務を兼務することは可能。 但し兼務している管理業務が過剰と判断される場合や、併設している入所施設での看護・介護職員の兼務については管理業務に支障があると考えられる。 |
| サービス提供 責任者 (第5条) | 勤務形態 | 常勤の訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事している者。ただし、1人を超える配置が必要な場合、2人以降は常勤換算方法による配置が可能。 非常勤職員が2人以降の配置の場合、常勤の訪問介護員等の1/2以上の勤務時間でなければならない(32時間を下回る場合は32時間を基本とする)。 |
| | 兼務の可否 | 管理者との兼務は可。 |
| | 資格 | 介護福祉士 介護職員基礎研修修了者 訪問介護員養成研修1級課程修了者(看護師及び准看護師を含む) 訪問介護員養成研修2級課程修了者で、かつ3年以上介護等の業務に従事した者の取扱いについては暫定的なものであるため、出来る限り早急に～の資格を取得するよう努めること。 |
| | 員数 | 又はのいずれかに該当する員数を配置すること。 月間の延べサービス提供時間が概ね450時間又はその端数を増す毎に1人以上。 訪問介護員数が10人又はその端数を増す毎に1人以上。 |
| 訪問介護員 (第5条) | 資格 | 介護福祉士 看護師 准看護師 訪問介護員養成研修1級～3級課程修了者 看護師及び准看護師については訪問介護員養成研修1級課程修了者とみなされるが、実際に訪問介護員としての業務に従事する場合、訪問介護員養成研修修了証明書の交付を受ける必要あり(県への申請必要)。 |
| | 員数 | 常勤換算方法で2.5以上 職員の支援体制等を考慮した最小限の人数として定められたものであり、サービスの利用状況や業務量を考慮し、適切な人数を確保すること。 注)勤務日・勤務時間が不規則な訪問介護員(登録訪問介護員等)の勤務延べ時間数の算定方法。 イ 登録訪問介護員等によるサービス提供実績がある場合 登録訪問介護員等の前年度の週当たりの平均稼働時間 |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>□ 登録訪問介護員等によるサービス提供実績なし、もしくは短期実績しかない場合。</p> <p>登録訪問介護員等が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間。</p> |
|--|--|--|

【設 備 基 準】

| 設備等 | 基準内容 |
|------------|---|
| 事務室又は専用の区画 | <p>事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。</p> <p>事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。</p> |
| 設備・備品 | <p>訪問介護の提供に必要な備品等を確保すること。</p> <p>特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。</p> |

【介 護 報 酬】

(1) 施設等の区分 【届出必須】

| 加算等届出事項 | 算定区分 | 算定要件等 |
|---------|-----------|---|
| 施設等の区分 | 1．身体介護 | <p>身体介護が中心である場合</p> <p>身体介護とは・・・</p> <p>利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末、並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助であり、訪問介護員が1対1で行うもの。</p> <p>(1) 254単位 所要時間30分未満の場合。</p> <p>(2) 402単位 所要時間30分以上1時間未満の場合。</p> <p>(3) 584単位 所要時間1時間以上の場合。</p> |
| | 2．生活援助 | <p>生活援助が中心である場合</p> <p>生活援助とは・・・</p> <p>単身世帯の利用者又は同居家族の疾病等の理由により、利用者又は家族が家事を行うことが困難であるものに対し、生活援助(調理、洗濯、掃除等)を行う。</p> <p>(1) 229単位 所要時間30分以上1時間未満の場合。</p> <p>(2) 291単位 所要時間1時間以上の場合。</p> |
| | 3．通院等乗降介助 | <p>通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合</p> <p>通院等乗降介助とは・・・</p> <p>要介護者である利用者に対して、通院等のため訪問介護員等が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診手続き等を行う。</p> <p>(1) 100単位 通院等のための乗車又は降車の介助(片道毎)。</p> |

留意事項

1．身体介護について

所要時間30分未満の身体介護を算定する場合の所要時間は20分程度以上。

身体介護は原則1対1で行われるが、特別な事情により1人の訪問介護員が複数の利用者に対して同時に行う場合、全体の所要時間を利用者数で除した1人当たりの所要時間数に応じた単位数を算定すること。

例：3人の利用者に対し同時に食事介助を30分に渡って行った場合＝1人当たりの所要時間10分（30分÷3人） 身体介護の要件「所要時間20分程度以上」を満たさないため算定できない。

2．生活援助について

平成18年4月報酬改定により、1時間以上の生活援助についてさらに加算されることなく定額制となった。1時間以上にわたる生活援助中心型サービスを提供したとしても請求できるのは291単位のみ。

3．通院等乗降介助について

道路運送法の許可が必要。＜東北運輸局青森支局＞

事業所の車両を使用して「身体介護」における通院・外出介助を行う場合にも道路運送法の許可が必要となるので要注意。

通院・外出介助が全て含まれるわけではない。

ヘルパー自らが運転する車両に利用者を乗せて、通院・外出介助を行う場合が該当となる。そのため公共交通機関等を利用する場合や、移送期間中も気分の確認等が必要との居宅サービス計画に基づき運転手がいる車にヘルパーが同乗して介助した場合は「身体介護」のサービスとなる。

ただし、居宅サービス計画上移送中の介助の必要性が位置づけられていない利用者に対して、ヘルパーの運転する車にヘルパーがもう1人同乗した場合は、実質通院等乗降介助と同じサービス内容となるため、「身体介護」とは認められない。

通院等のための乗車・降車介助の前後に20分から30分以上介助の時間を要する、要介護4、5の利用者の場合、身体介護の介護報酬を算定できる場合等があるため、適用関係について＜参考通知＞を参照のこと。

車両への乗降介助の部分をサービスとして取扱い、通院先での介助のみを介護保険対象として、身体介護の報酬を算定することは出来ない。

訪問介護はあくまで居宅での介護が原則

<参考通知>

厚生労働省発出「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（H12.3.17付け老計第10号）

厚生労働省発出「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について（H15.5.8付け老振発0508001号・老老発第0508001号）

身体介護を行った後に引き続き、所要時間30分以上の生活援助を行ったときは、身体介護の所定単位数に、生活援助の所要時間が30分をまずごとに83単位に加算（249単位を限度）。

厚生労働大臣が定める要件（以下のイハ）を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行った場合は、所定単位の100分の200に相当する単位数を算定。

厚生労働大臣が定める要件（告示23号第二号）

イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等が困難であると認められる場合。

| | |
|--|--|
| | <p>ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等の認められる場合。</p> <p>ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合。</p> <p>夜間（午後6時～午後10時まで）又は早朝（午前6時～午前8時まで）に指定訪問介護を行った場合は、所定単位の100分の25に相当する単位数を加算、深夜（午後10時～午前6時まで）に指定訪問介護を行った場合は、所定単位の100分の50に相当する単位数を加算。</p> <p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、訪問介護費は算定しない。</p> <p>利用者側の事情により、2時間以上の間隔をあけずにサービスを提供する場合は、それぞれの訪問介護の所要時間を合計して1回の訪問介護として算定する。</p> <p>1人の利用者に対して複数の訪問介護員が交代で訪問介護を行った場合は、1回の訪問介護としてその合計の所要時間に応じた単位数を算定すること。訪問介護員ごとの算定はできない。</p> |
|--|--|

(3) 特別地域加算 【届出必須】

| 加算等届出事項 | 算定区分 | 算定要件等 |
|---------|--|--|
| 特別地域加算 | 1. なし | 訪問介護事業所の住所が、別紙「青森県における特別地域加算の対象となる地域一覧」の地域に所在しない場合 |
| | 2. あり | 訪問介護事業所の住所が、別紙地域に所在する場合 |
| 留意事項 | <p>事業所の住所が特別地域加算算定地域にある場合は必ず加算を算定することが原則。</p> <p>ただし、利用者住所が特別地域加算算定地域外に所在する等、特別な事情がある場合には、利用者負担の軽減を図るために、当該利用者について特別地域加算を意識的に請求しないことも可能。</p> <p>出張所を有する場合は、本体事業所と出張所の住所それぞれにおいて、特別地域加算の算定地域であるか確認を要する。</p> <p>区分支給限度管理の対象外となる費用。</p> | |

(4) 特定事業所加算 【届出必須】

| 加算等届出事項 | 算定区分 | 算定要件等 |
|---------|----------|---|
| 特定事業所加算 | 1. なし | 以下の加算（ ）～（ ）のいずれの要件にも該当しない場合 |
| | 2. 加算（ ） | <p>次の基準のいずれにも適合する場合、所定単位数の100分の20に相当する単位数を加算。</p> <p>(1)体制要件 すべての訪問介護員等に対して個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。 利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。 サービス提供責任者が、訪問介護員等に利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始し、終了後、適宜報告を受けていること。 すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施していること。 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。</p> <p>(2)人材要件 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員の合計が50%以上。 すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士</p> |

| | | |
|------|----------|--|
| | | <p>又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員であること。ただし、居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、2人以上のサービス提供責任者が常勤であること。</p> <p>(3)重度要介護者等対応要件</p> <p>前年度又は前3月の利用者のうち、要介護4～5・認知症日常生活自立度以上の利用者の総数が20%以上。</p> |
| | 3. 加算() | <p>上記(1)体制要件及び(2)人材要件の 又は のいずれにも適合する場合、所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算。</p> |
| | 4. 加算() | <p>上記(1)「体制要件」及び(3)「重度対応要件」のいずれにも適合する場合、所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算。</p> |
| 留意事項 | | <p>特定事業所加算()～()は、いずれか一つのみを算定することができる。</p> <p>体制要件 の「会議を定期的に開催」については、すべての訪問介護員等が参加しなければならない。ただし全員が一同に会して開催する必要はなく、必要に応じていくつかのグループに分かれて開催することで差し支えない。また、会議の開催の状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは概ね1か月に1回以上開催されている必要がある。</p> <p>体制要件 の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 利用者のADLや意欲 ロ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ハ 家族を含む環境 ニ 前回のサービス提供時の状況 ホ その他サービス提供にあたって必要な事項 <p>体制要件 の「文書等の確実な方法により」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。また、訪問介護員等から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。</p> <p>体制要件 の健康診断については、常勤・非常勤を問わず、すべての訪問介護員等について少なくとも年に1回以上実施しなければならない。(従業者が自己負担で健康診断を受けた場合は、その診断結果を入手することで差し支えない。)</p> <p>人材要件 の介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前年度(4月～翌年2月まで)又は届出日の属する月の前3ヶ月の1か月あたりの実績の平均について、常勤換算方法により算定する。</p> <p>人材要件の資格の取得した時点とは、届出月の前月末までに試験の合格又は研修の修了等の事実が確実に確認できていれば、資格証等の交付がなくても資格者に含めることができる。</p> <p>サービス提供責任者要件を月の途中で満たさなくなった場合は、その翌月の初日から算定できない。ただし、当該月末までにその状態が解消した場合に限り、加算要件は中断しない。</p> <p>サービス提供責任者の実務経験は、サービス提供責任者として従事した期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p> <p>重度要介護者等対応要件の利用者の割合については、前年度(4月～翌年2月まで)又は届出日が属する月の前3ヶ月の1か月あたりの実績の平均について、利用実人員又は利用回数を用いて算定する。</p> |

(5) 中山間地域等における小規模事業所加算 【届出必須】

| 加算等届出事項 | 算定区分 | 算定要件 |
|--------------------|---|---|
| 中山間地域等における小規模事業所加算 | 1. 非該当 (地域) (規模) | 訪問介護事業所の住所が、特別地域加算の対象となる地域に所在する場合、又は小規模事業所でない場合。 |
| | 2. 該当 (地域) (規模) | 次のいずれにも該当する場合は1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を算定。 ・訪問介護事業所の住所が、中山間等の地域に所在する場合。 ・小規模事業所である場合。 |
| 留意事項 | <p>青森県内全域は、豪雪地帯対策特別措置法により指定されている地域のため、県内全域が中山間地域等に該当する。ただし、当該加算は特別地域加算を算定している場合は算定できない。</p> <p>小規模事業所とは、前年度(3月除く)又は、前年度の実績が6月未満の場合は直近の3月における、1月当たりの延訪問回数が200回以下の事業所(介護予防訪問介護は実利用者が1月当たり5人以下)。</p> <p>区分支給限度管理の対象外となる。</p> | |

(6) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

| 加算等届出事項 | 算定区分 | 算定要件 |
|------------------------|---|--|
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 加算届出不要 | 中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を算定。 |
| 留意事項 | <p>青森県内全域は、豪雪地帯対策特別措置法により指定されている地域のため、県内全域が中山間地域等に該当する。</p> <p>通常の事業の実施地域とは、当該事業所において定めている運営規程の実施地域。</p> <p>当該加算と(3) 中山間地域等における小規模事業所加算は、それぞれ加算要件を満たしている場合に、重複して算定可能。</p> <p>当該加算を算定する場合は、通常の実施地域を超えた場合に徴収することができる交通費の支払いを受けることはできない。</p> <p>区分支給限度管理の対象外となる。</p> | |

(7) 緊急時訪問介護加算

| 加算等届出事項 | 算定区分 | 算定要件 |
|-----------|--|--|
| 緊急時訪問介護加算 | 加算届出不要 | 利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護を行った場合に、1回につき100単位を算定。 |
| 留意事項 | <p>当該加算の対象は、居宅サービス計画に位置づけられていない、身体介護が中心に限られる。</p> <p>当該加算の算定は、利用者又はその家族からの要請を受けてから24時間以内にサービス提供を行った場合に算定できる。ただし当該加算は、1回の要請に対して1回を限度とする。</p> <p>当該加算の算定にあたっては、事前に介護支援専門員の必要性が認められる場合を原則とするが、やむを得ない場合には、事後に介護支援専門員によって当該当該訪問介護(身体介護)が必要であったとされた場合に限り当該加算を算定することができる。</p> <p>当該加算の対象となるサービスの提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内</p> | |

| | |
|--|--|
| | <p>容、サービス提供時刻及び緊急時訪問介護加算の対象である旨をサービス提供記録に記載しなければならない。</p> <p>当該加算の対象となる訪問介護（身体介護）の所要時間については、サービス提供責任者と介護支援専門員が連携を図った上で、介護支援専門員が判断する。なお、介護支援専門員が実際に行われた訪問介護の内容を考慮して所要時間を変更することは差し支えない。</p> <p>当該加算の対象となる訪問介護（身体介護）は、所要時間 20 分未満であっても所要時間 30 分未満の身体中心型の所定単位数が算定できる。</p> <p>当該加算の対象となる訪問介護（身体介護）は、当該加算の対象となる訪問介護とその前後に行われた訪問介護の間隔が 2 時間未満であっても一連のサービス提供として所要時間を合算する必要はなく、それぞれの所要時間に応じた所要単位数を算定できる。</p> <p>当該加算の対象となる訪問介護の内容が、安否確認・健康チェック等の場合又はヘルパーの訪問時に利用者の状態が急変した際の要請については、加算の対象とならない。</p> |
|--|--|

(8) 初回加算

| 加算等届出事項 | 算定区分 | 算定要件 |
|---------|--------|---|
| 初回加算 | 加算届出不要 | 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に、1月につき200単位を算定。 |
| 留意事項 | | <p>当該加算の対象は、過去2ヶ月間（暦月）に当該訪問介護事業所からサービス提供を受けていない場合に算定される。例えば、4月15日に利用者に当該訪問介護事業所がサービス提供を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年2月1日以降に当該事業所からサービス提供を行っていない場合となる。</p> <p>当該加算は、同一の利用者が複数の訪問介護事業所からサービス提供を受けている場合で、同一月内で複数の訪問介護事業所で算定可能。</p> <p>当該加算は、一体的に運営する介護予防訪問介護のサービスを受けていた利用者が要支援から要介護になった場合でも、一体的に運営する当該訪問介護事業所において算定可能。（その逆もまた同じ。）</p> <p>当該加算の算定にあたっては、サービス提供責任者が初回又は同月内に利用者の居宅を訪問又は他の訪問介護員に同行し、その記録をサービス提供記録に記載しておく必要がある。</p> |

3 級ヘルパー体制は平成 22 年 3 月 31 日までの経過措置であり、平成 22 年 4 月 1 日以降は報酬の算定は不可。

1 - 2 介護予防訪問介護

【人員基準】及び【設備基準】・・・「1 訪問介護」の基準に同じ

指定訪問介護の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護と指定訪問介護の事業が同一の事業所にて一体的に運営されている場合については、指定訪問介護の人員及び設備基準を満たしているものとみなされる。

【介護報酬】

(1) 基本報酬 【届出不要】

| 加算等届出事項 | 算定区分 | 算定要件等 |
|---------------|---|---|
| 介護予防訪問 介護費 | 1. 介護予防訪問介護費 () | 要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者。 1月につき1,234単位 |
| | 2. 介護予防訪問介護費 () | 要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者。 1月につき2,468単位 |
| | 3. 介護予防訪問介護費 () | 要支援2 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者。 1月につき4,010単位 |
| 留意事項 | 介護予防訪問介護については、「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」の区分が一本化されているが、対象となるサービスの範囲については、訪問介護における「身体介護」及び「生活援助」と同じ取扱とする。なお、通院等乗降介助については算定されない。 | |

介護予防訪問介護において、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、初回加算の算定が可能であり、「1 訪問介護」の基準に同じ。

参考 通院等乗降介助

青森県高齢福祉保険課

| 外出介助 1 | 利用者介護度 | 身体介護中心で算定 | 通院等乗降介助中心で算定 |
|----------------------|--------|--|--------------|
| 運転手兼ヘルパー (1人で対応) | 要支援 | 算定不可 | 算定不可 |
| | 要介護1～3 | 外出に直接関連しない身体介護(入浴、食事介助等)を30分～1時間以上を通院等乗降介助(2参照)の前又は後に行った場合、運転時間を除き、介助を行った時間について算定可能(3参照) | 算定可能(2参照) |
| | 要介護4、5 | 外出のための乗降介助の前後に20分～30分以上の介助を要した場合、運転時間を除き、介助を行った時間について算定可能(4参照) | 算定可能(2参照) |
| 運転手及びヘルパー (2人で対応) | 要支援 | 算定可能(5参照) | |
| | 要介護1～3 | 算定可能(5参照) | |
| | 要介護4、5 | 算定可能(5参照) | |

- 1 外出介助とは通院、公共施設における日常生活に必要な申請や届出、選挙及び納税の同行、日常生活の買物への同行、サービス選択のための通所介護・介護保険施設見学、生活費をおろすための銀行への同行、生活に不可欠な光熱水費や電話代等の料金支払いなどへの同行等。
- 2 通院等乗降介助とは声かけ、説明、外出するための準備(4を含む)、自ら運転する自動車への乗降、受診の手続き、院内介助、薬の受け取り等を行う介助。
- 3 外出に直接関連しない身体介護を、通院等乗降介助の前後のどちらか一方で行わなかった場合は片道のみ通院等乗降介助中心で算定。
- 4 乗降介助の前後の介助とは更衣、排泄、ベッドから車いすへの移乗、車いすを押して自動車までの移動等を乗降介助の前後に連続して行われる外出に直接関連する介助。
- 5 認知症による行動障害等により常時(自動車内等)身体介護を要する場合に限るため、通院等乗降介助で対応できるにも係らず、明確な理由もない見守り等単に運転手及びヘルパーの体制で行ったことのみによって算定することはできない。
- 6 身体介護中心と通院等乗降介助中心を細かく区切って算定することはできない(どちらか一方を算定)。



老振発第0508001号
老老発第0508001号
平成15年5月8日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

老人保健課長

「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び
「身体介護が中心である場合」の適用関係等について

本年4月より、訪問介護費の報酬区分として新たに「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」が設けられたところである。この実施に伴う留意事項については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）により既にお示ししているところであるが、今般、「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について以下のとおり整理することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係
「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係については、別紙に標準的な事例を示すので、本年5月請求分以降の給付に当たって留意すること。

2 道路運送法との関係

今般の介護報酬の改定に伴い、これまで移送を伴う訪問介護を提供していた事業者について、道路運送法上の取扱いが変更されることはないこと。

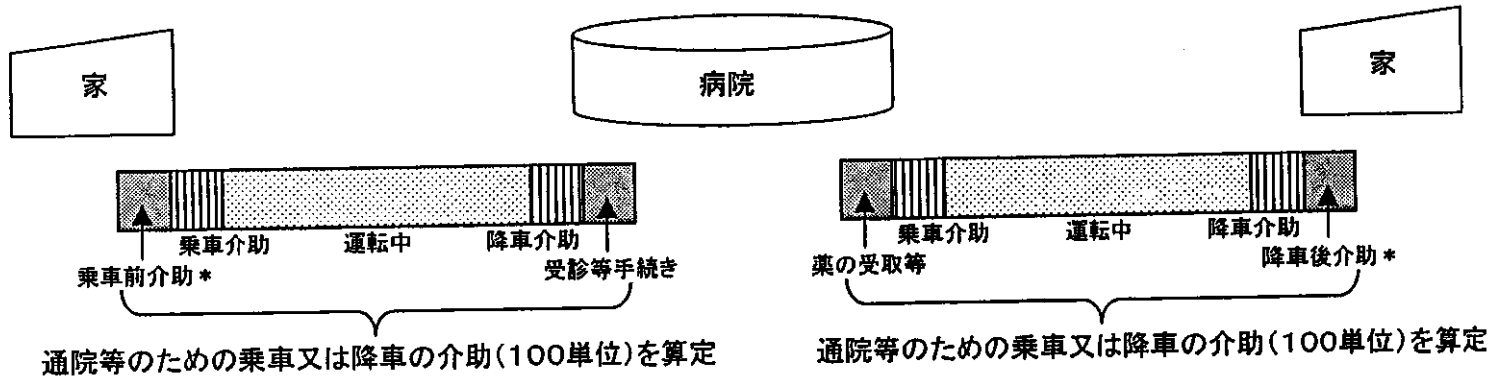
したがって、これまで道路運送法の許可を受けず乗車又は降車の介助を行っていた指定事業者について、新たに一律に道路運送法の許可を受けなければ介護保険の適用を受けられなくなるものではないこと。

なお、道路運送法の処分、刑事告発等の対象とされた者がこのサービスを行う場合は、事業の適正な運営ができるとは認められないものと考えられ、指定取消しの対象となるものであること。

「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係

(1)

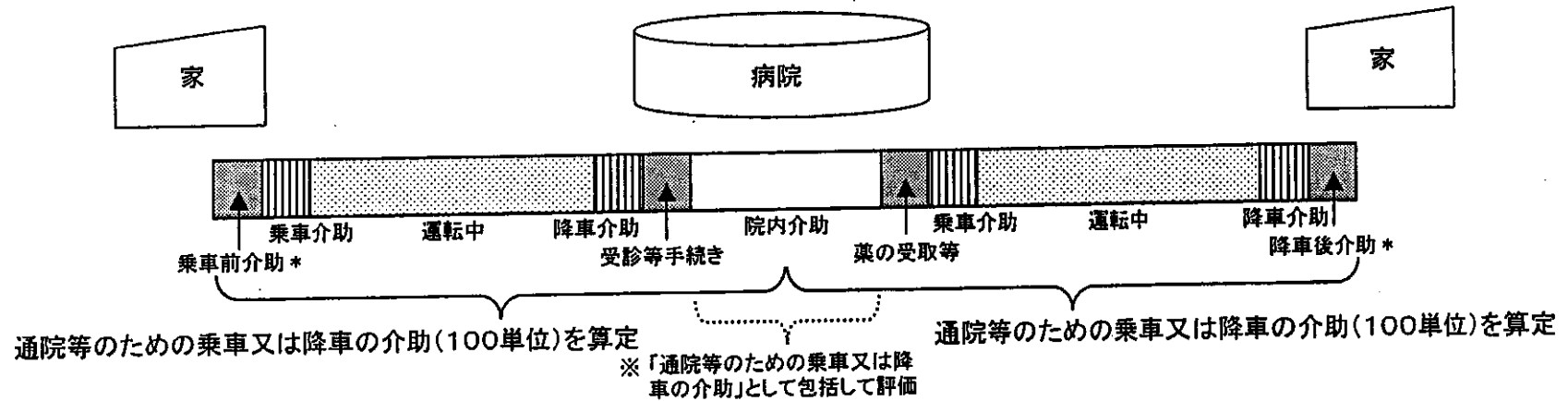
要介護1~5



(1)'

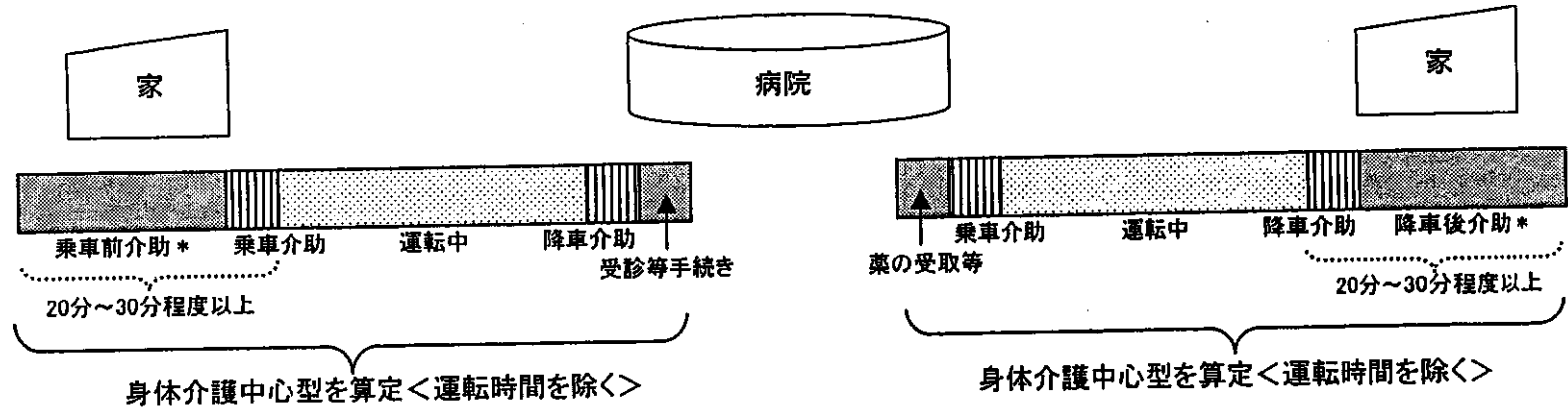
要介護1~5

※院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。

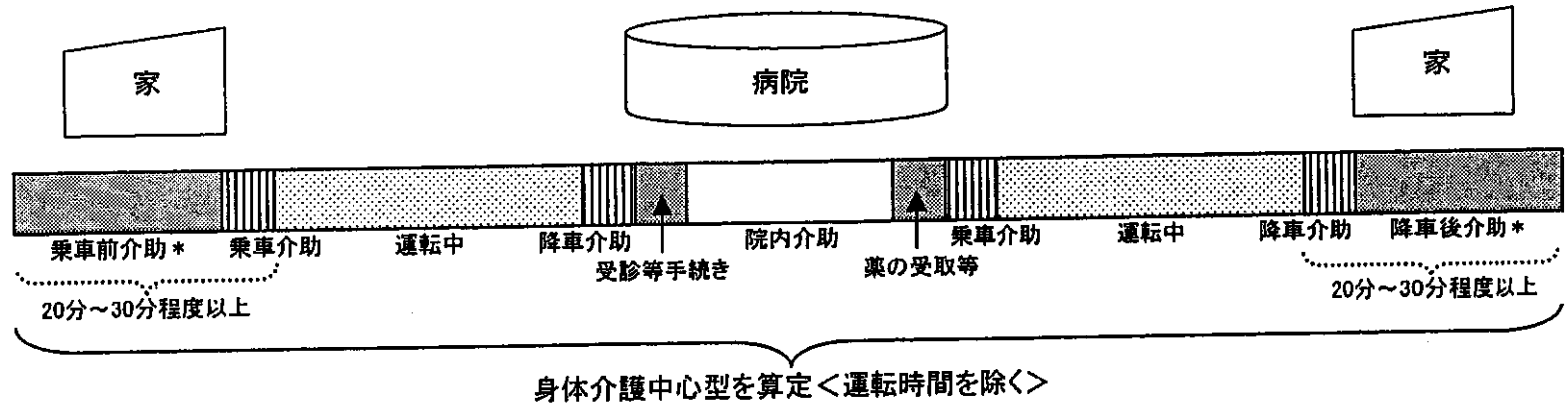


*「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。

(2) **要介護4、5** ※通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分～30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合



(2) **要介護4、5** ※院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。

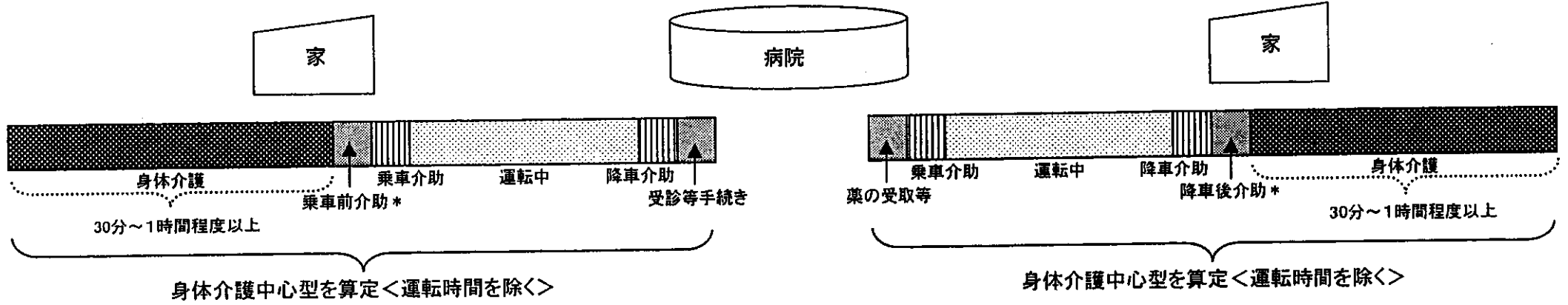


*「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。

(3)

要介護1～5

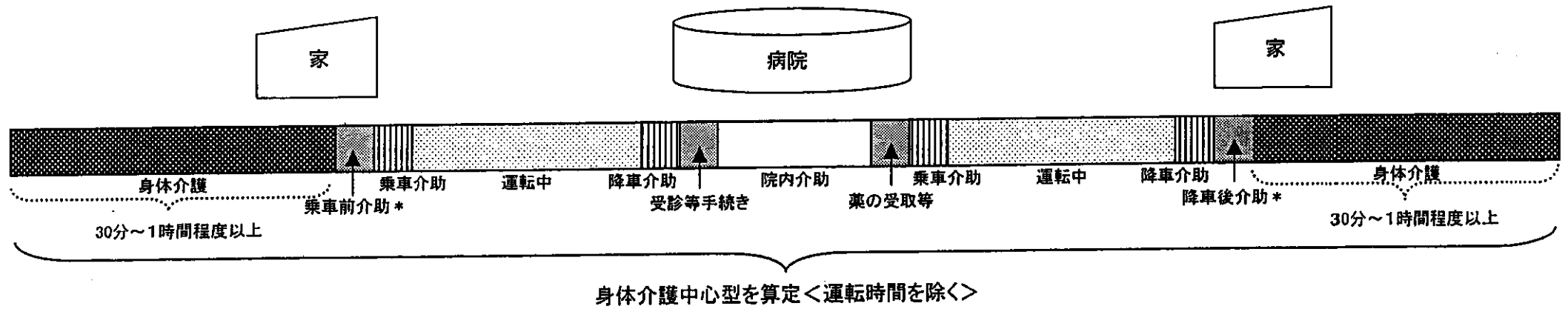
※居宅における外出に直接関連しない身体介護(例. 入浴介助・食事介助など)に30分～1時間程度以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合。



(3)'

要介護1～5

※院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。



*「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。